

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問
について

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったので、地方自治法第244条の4第2項の規定により諮問する。

2020年（令和2年）12月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 審査請求に係る処分の概要

(1) 処分をした行政庁

藤沢市運動施設等指定管理者
公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(2) 被処分者

横浜市 


(3) 処分の概要

2020年（令和2年）9月20日に、被処分者を対象として行った石名坂
温水プール利用拒否処分

2 審査請求の概要

(1) 審査請求年月日

2020年（令和2年）10月5日

(2) 審査請求人

被処分者に同じ

(3) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。ただし、人数による入場制限の撤廃
を求めるものではない。

3 参加人等

なし

4 審理員意見書の結論

棄却すべき

諮問理由

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったので、地方自治法第244条の4第2項の規定により諮問する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。